

国立大学法人岩手大学ネーミングライツパートナー募集要項（提案公募型）

1. 目的

岩手大学では、民間事業者等と連携する機会を拡大するとともに、新たな財源を確保し、健全で安定した財政基盤を確立し、知名度向上、本学及び地域の活性化に資することを目的として、岩手大学の保有する施設等にふさわしい愛称を付けることができる権利を取得するパートナーを募集します。

2. 対象施設

本学が保有する施設等（※一部施設を除く。）事前相談の際に確認してください。

3. 募集概要

（1）契約期間

協議により決定します。

（2）命名権料

各施設等により異なります。協議により決定します。

（3）愛称の使用開始予定日

契約期間内の期間とし、協議により決定します。

（4）愛称の条件等

岩手大学の施設等にふさわしい愛称とし、施設の目的等がイメージできるものとします。

ただし、次に掲げる愛称は使用することができません。

- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
- ③ 特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの。
- ④ 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの。
- ⑤ 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの。
- ⑥ 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの。
- ⑦ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの。
- ⑧ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に関するもの。

- ⑨ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの。
- ⑩ たばこの広告や喫煙を促すもの。
- ⑪ 社会問題の主義及び主張に関するもの。
- ⑫ 個人の名刺広告に関するもの。
- ⑬ その他表記する愛称として適当でないと認められるもの。

（5）費用負担

- ① 施設の愛称サイン、案内看板等の設置及び変更に係る経費及び契約期間の満了、命名権の取消しに伴う原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とします。

屋外の愛称サイン看板等の設置については、条例の規制の関係など関係機関と協議の上、可能な表示を行っていただきます。なお、設置の可否を含めて協議が必要です。また、設置する看板等の安全性の検討は命名権者の負担で実施していただきます。

- ② 岩手大学のパンフレット等やホームページ、学生向けの配布物の表示変更は本学で負担します。印刷物の変更については契約締結後に作成するものが対象となります。

（6）応募資格

ネーミングライツ事業への応募資格を有する事業者等は、次のいずれにも該当しない法人等とします。

- ① 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの。
- ② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの。
- ③ 社会問題をおこしているもの。
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの。
- ⑤ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの。
- ⑥ 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの。
- ⑦ 政治団体。
- ⑧ 宗教団体。

- ⑨ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っているもの。
- ⑩ 国税、地方税等を滞納しているもの。
- ⑪ その他ネーミングライツ事業を実施する事業者等として適当でないと認められるもの。

4 応募方法

（1）受付期間

令和5年4月1日から随時、提案を受け付けています。

（2）事前相談

ネーミングライツ事業実施申込書（様式第1号）を提出する前に条件等の確認が必要になるため、必ず事前相談を行ってください。

（担当）

9 問合せ先と同様

（3）ネーミングライツ事業実施申込書（様式第1号）の提出

事前相談終了後に提案を希望する場合は、ネーミングライツ事業実施申込書（様式第1号）と（4）提出書類を提出してください。

（4）提出書類

- ① 法人等の概要を記載した書類
- ② 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ③ 法人の登記事項証明書
- ④ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- ⑤ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）

（5）提出方法及び提出先

持参又は郵送により提出してください。

（提出先）

9 問合せ先と同様

（6）提案にあたっての費用負担

提案に関して必要な費用は、応募者の負担とします。

（7）留意事項

- ① 必要に応じて追加資料を求める場合があります。
- ② 提出された提案書は、選定する以外に、応募者に無断で使用しないものとします。
- ③ 提出されたネーミングライツ事業実施申込書等の提案書類は、選定の際使用するほか、関係機関に意見を求める目的で必要な範囲に限定して複製し使用することがあります。
- ④ 提出されたネーミングライツ事業実施申込書等の提案書類の返却には応じません。
- ⑤ ネーミングライツ事業実施申込書を提出後、決定通知の受領前に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- ⑥ 法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっている名称を使用して生じた責任は応募者に負っていただきます。
- ⑦ ネーミングライツ事業実施申込書の受付をもって、当該施設に係る受付は一旦停止し、当該応募について審査します。なお、当該応募が不採用になった場合は、受付を再開します。

ただし、同時期に同一施設に複数の事前相談があった場合には、1者から応募申請が行われた場合であっても、他者に応募の意向確認をした上で、複数の受付を行う場合があります。なお、当該期間は2週間とし、この間に応募申請が行われない場合は、以降の受付は行いません。
- ⑧ 公募に際し、岩手大学が提示する資料は、事業の提案を行う目的以外の目的で使用することはできません。

5 協議及び契約

岩手大学は応募者と速やかにネーミングライツ事業の実施に関する協議を行い、協議が整った場合は契約を締結します。

6 契約解除

契約期間中、ネーミングライツパートナーの事情、瑕疵、社会的信用を損なう行為等により岩手大学のイメージを損なわれた場合、又は、ネーミングライツパートナーが応募資格を満たさなくなった等により、契約の継続が困難であると判断した場合には、岩手大学は契約を解除することがあります。

この場合、年度途中の命名権料の返還は行わず、原状回復等に必要な全ての費用はネーミングライツパートナーの負担とします。

また、契約の解除に伴い、ネーミングライツパートナーに損害が発生した場合であっても岩手大学はその責任を負いません。

7 リスク負担

(1) ネーミングライツパートナーが設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の商標権等の知的財産権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。

(2) その他、定めのないリスクが生じた場合は、岩手大学とネーミングライツパートナーが協議し、リスク負担を決定するものとします。

8 命名権料の支払い時期

命名権料の支払いは、毎年度当初に岩手大学が発行する請求書により行うものとします。

ただし、年度途中から契約開始となる場合は、岩手大学が別途指定する期日までに支払うものとします。

なお、支払いは原則一括払いとします。

また、契約期間中は、命名権料の変更は行いません。

9 問合せ先

〒020-8550

岩手県盛岡市上田三丁目 18-8

岩手大学法人運営部財務課財務・総括グループ

TEL : 019-621-6027

E-mail : zsomu@iwate-u.ac.jp